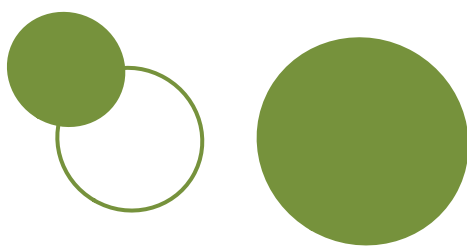
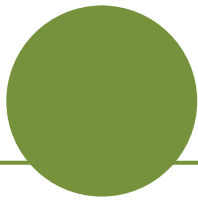


第4次上越市行政改革推進計画

(平成23～26年度)



新潟県上越市



目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第4次行政改革推進計画の概要 | 1 |
| 具体的な取組項目 | 2 |
| 1 行財政改革による行財政運営の適正化 | |
| (1) マネジメントシステムの強化 | 4 |
| (2) 健全財政の推進 | 6 |
| 効率的で効果的な財政運営 | |
| 公の施設の見直し | |
| 第三セクター等の経営改善 | |
| 公営企業等の経営健全化 | |
| 市が保有する資源を活用した歳入確保 | |
| (3) 組織機構改革 | 37 |
| (4) 人材育成 | 39 |
| 2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造 | |
| (1) 近隣社会における共生 | 44 |
| (2) 多様な市民活動 | 45 |
| (3) 市民と行政の協働 | 47 |
| 【参考】個別計画を反映した収支状況の推移 | 49 |

I

第4次行政改革推進計画の概要

第4次行政改革推進計画の位置付け

第4次行政改革推進計画は、第4次行政改革大綱を具現化するための具体的な取組内容を示したものです。

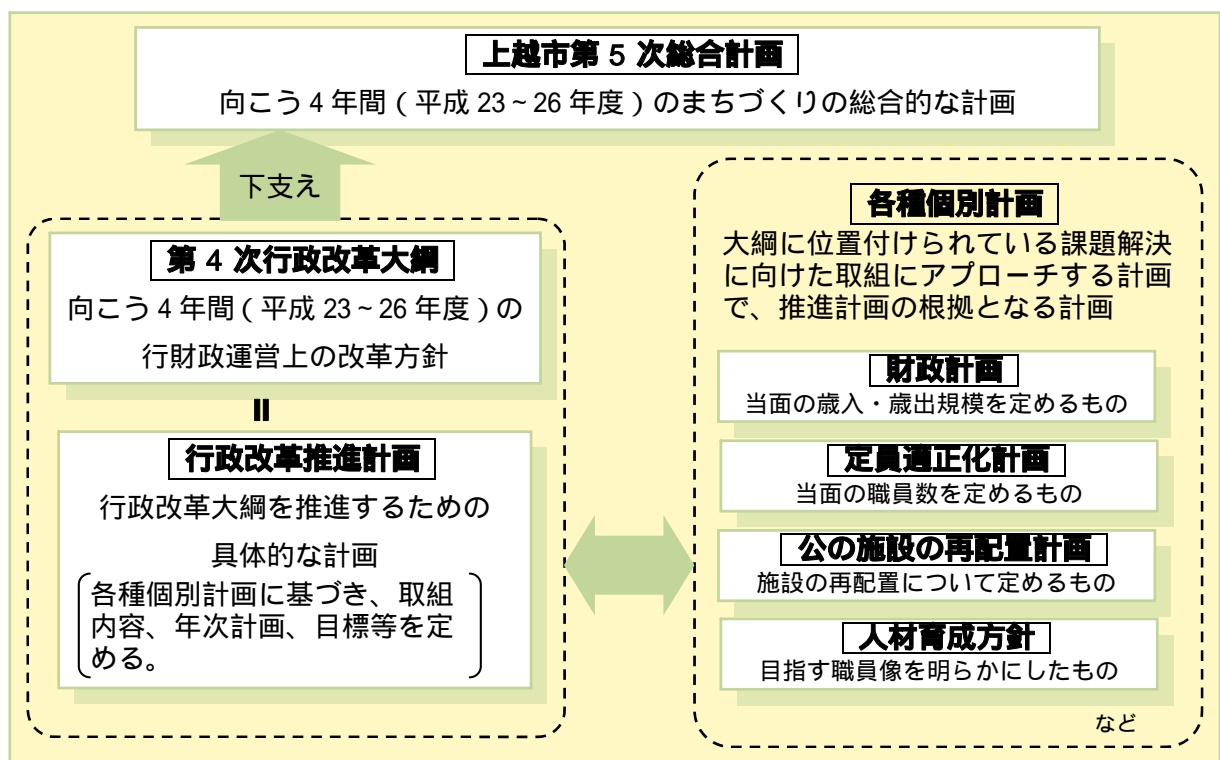
第4次行政改革大綱では、「すこやかなまち」づくりへの取組の下支えとして、「事務事業の総ざらい」で明らかになった課題の解決や第3次行政改革で推し進めた財政健全化の継承、市民が主体的に公共の課題に向けて行動する「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」に取り組むこととしました。大綱に位置付けられている課題解決に向け、具体的な取組項目にアプローチするための個別計画を策定し、推進計画に反映しました。

計画期間・見直し等

第4次行政改革大綱に対応するため、計画期間は平成23年度から26年度までの4年間としますが、財政状況の変化、取組の進捗状況等に応じ、適宜見直しを行っていきます。

また、行政改革担当部署は各取組の主管課と話し合っって目標達成に向けた有効な取組を具体化し、さらなる改善を導き出すとともに、市長を本部長とする「行政改革推進本部」で全体的な進捗状況を把握していきます。

大綱、推進計画、個別計画の関係



Ⅱ

具体的な取組項目

大綱に掲載した40の具体的な取組項目について、現状と課題を明らかにし、平成23年度から26年度までに達成すべき年度ごとの目標や取組内容などを記載しています。それぞれの具体的な取組項目の主管課は、その取組を総括する課を記載していますが、主管課だけでなく関連する課、さらには全庁内一体となって、計画的に取組を進めていきます。

また、目標は、取組の本質を見極め、「何がねらいか」を的確にとらえるとともに取組成果の測定方法を明確にし、職員自身のみならず市民のみなさんにも分かりやすく、自覚や実感を持って取り組める目標とします。

具体的な取組項目の一覧

| 第4次行政改革での重点取組 | | |
|---|------------------------------------|-------------------|
| 大項目 | 個別計画 | 主管課 |
| 中項目 | | |
| 小項目 | | |
| 具体的な取組項目 | | |
| 1 行財政改革による行財政運営の適正化 | | |
| (1) マネジメントシステムの強化 | | |
| 1 戦略的な視点を持った施策・事業の重点化 | 政策協議 | 企画課、政策調整課、財政課 |
| 2 事業の成果等の評価による事業展開の方向付け | 事業評価 | 行政管理課、財政課 |
| (2) 健全財政の推進 | | |
| 効率的で効果的な財政運営 | | |
| 3 事業の終期の明確化 | 事業評価 | 行政管理課 |
| 4 各種事業計画の策定 | 各種整備計画 | 行政管理課 |
| 5 重複・類似事業の見直し | 事業評価 | 行政管理課 |
| 6 財政調整基金の活用と確保 | 財政調整基金活用計画 | 財政課 |
| 7 受益者負担の適正化 | 手数料改定計画 使用料改定計画 | 財政課 行政管理課 |
| 8 市債元利償還金の繰上償還、借換 | | |
| 9 通常分の市債発行の抑制 | 公債費等縮減計画 | 財政課 |
| 10 各種特別会計の必要性の検証と見直し | 事業評価 | 行政管理課 |
| 11 委託効果が高い業務への民間等委託導入の推進 | 学校給食調理業務の民間委託計画 | 教育総務課 |
| 12 事業の改善・廃止計画の適切な進捗管理 | 改善・廃止計画 | 行政管理課 |
| 公の施設の見直し | | |
| 13 公の施設の利用状況等を踏まえた再配置計画の策定と実施 | 公の施設の再配置計画 | 行政管理課 |
| 14 公の施設の除却計画の作成による計画的な施設の除却 | 保育園の再配置等に係る計画 公の施設の除却計画 | 保育課 用地管財課 |
| 第三セクター等の経営改善 | | |
| 15 市の関与度合いが高い第三セクターの経営の健全化と今後の方向性の明確化 | 第三セクターの見直し方針 | 行政管理課 |
| 16 土地開発公社の債務整理推進のための具体的な対応策の検討 | 土地開発公社の経営の健全化に関する計画 | 用地管財課、財政課 |
| 公営企業等の経営健全化 | | |
| ガス事業、水道事業、簡易水道事業 | | |
| 17 未納料金の縮減 | | ガス水道局お客様サービス課 |
| 18 民間活力の導入 | ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画 | ガス水道局総務課、お客様サービス課 |
| 19 企業債残高の縮減 | | ガス水道局総務課 |
| 20 高い金利水準にある企業債の繰上償還 | | ガス水道局総務課 |
| 病院事業 | | |
| 21 未納料金の縮減 | 未納料金縮減計画 医師確保計画 | 健康づくり推進課 |
| 下水道事業 | | |
| 22 使用料の増収 | 下水道接続等推進計画(公共下水道) | 生活排水対策課 |
| 23 施設管理委託料の節減 | 下水道汚泥減量計画(公共下水道) | |
| 農業集落排水事業 | | |
| 24 使用料の増収 | 下水道接続等推進計画(農業集落排水) | 生活排水対策課 |
| 25 施設管理委託料の節減 | 下水道汚泥減量計画(農業集落排水) | |
| 市が保有する資源を活用した歳入確保 | | |
| 26 市税等の収納率の向上 | 自主財源確保計画(収納率向上) | 収納課 |
| 27 不用な資産の売却と貸付 | 公有財産売却・貸付計画 | 用地管財課 |
| 28 その他収入の確保 | 自主財源確保計画(特定目的基金) 自主財源確保計画(有料広告) | 財政課 行政管理課 |
| (3) 組織機構改革 | | |
| 29 適正な職員定員管理 | | |
| 30 木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し | 定員適正化計画 | 人事課 |
| (4) 人材育成 | | |
| 31 職員として大切にすべき価値観・基本姿勢の共有 | | |
| 32 育成と任用が連動する人事行政の推進 | | |
| 33 労務環境の整備 | 人材育成方針 | 人事課 |
| 34 基礎的な資質・能力の底上げ | | |
| 35 専門性の伸長・特定専門分野のキーマン育成 | | |
| 2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造 | | |
| (1) 近隣社会における共生 | | |
| 36 地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施 | 地域活動支援事業計画 | 自治・地域振興課 |
| (2) 多様な市民活動 | | |
| 37 市民がボランティア等に参加しやすい環境整備 | ボランティア活動等促進計画 | 共生まちづくり課 |
| 38 NPO・ボランティア等市民団体の公益的な活動の支援 | | |
| (3) 市民と行政の協働 | | |
| 39 協働を提案しやすい仕組みの構築 | 協働促進計画 | 共生まちづくり課 |
| 40 協働の場づくりのためのモデル事業の実施 | | |

1 行財政改革による行財政運営の適正化

(1) マネジメントシステムの強化

【具体的な取組項目 1】

戦略的な視点を持った施策・事業の重点化

【現状と課題】

「すこやかなまち」づくりに向け、多様化する行政ニーズに対応した、真に必要なとされるサービスの安定的提供と将来への価値ある投資を着実にを行う必要がある。

【個別計画名】政策協議（主管課：企画課、政策調整課、財政課）

| | | |
|--------------|--|--|
| 26年度の目標 | 重点化する施策、その施策を具体化するための主要事業を選定し、予算の優先配分がされている状態 | |
| 取組内容 | すこやかなまちづくりに向け、政策に基づく施策の推進が図られるよう、予算編成前の政策協議によって、重点化する施策及び主要事業を見直し、翌年度の予算編成に反映する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | 予算編成前の政策協議の中で、重点化する施策及び主要事業を選定し、予算の重点配分を行った。 |
| 23年度 | 第5次総合計画の進捗状況や時々の行政課題を基にした政策協議の実施により、重点化する施策等を選定し、予算の優先配分がされている状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・第5次総合計画の進捗状況の検証 ・政策協議の実施 ・重点化施策、主要事業の選定と翌年度予算への反映 |
| 24年度 | 第5次総合計画の進捗状況や時々の行政課題を基にした政策協議の実施により、重点化する施策等を選定し、予算の優先配分がされている状態 | 継続 |
| 25年度 | 第5次総合計画の進捗状況や時々の行政課題を基にした政策協議の実施により、重点化する施策等を選定し、予算の優先配分がされている状態 | 継続 |
| 26年度 | 第5次総合計画の進捗状況や時々の行政課題を基にした政策協議の実施により、重点化する施策等を選定し、予算の優先配分がされている状態 | 継続 |

【具体的な取組項目 2】

事業の成果等の評価による事業展開の方向付け

【現状と課題】

平成 22 年度は、将来に向けた価値ある投資の実現に向け、事務事業の総ざらいを実施し、全ての事務事業について改善・廃止等の見直しを行うとともに、今後の行財政運営における根本的な課題 を抽出した。

これらの課題を踏まえつつ、事務事業のより効率的で効果的な執行に向けた不断の見直しに取り組む必要がある。

【個別計画名】事業評価（主管課：行政管理課、財政課）

| | | |
|---------------|--|--|
| 26 年度の目標 | 全ての事務事業を対象として事業評価を実施することにより、事業展開の方向付けがなされた状態 | |
| 取組内容 | 事業評価の実施により、事務事業を必要性や効率性等の視点で評価・検証し、事業展開の方向付けを行う。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | 事務事業の総ざらいにより、全ての事業について改善・廃止等の見直しを行い、事業展開の方向付けを行った。 |
| 23 年度 | 事業評価の実施により、今後の事業展開の方向付けがなされ、新年度予算編成に反映されている状態 | 事業評価の実施 |
| 24 年度 | 事業評価の実施により、今後の事業展開の方向付けがなされ、新年度予算編成に反映されている状態 | 継続 |
| 25 年度 | 事業評価の実施により、今後の事業展開の方向付けがなされ、新年度予算編成に反映されている状態 | 継続 |
| 26 年度 | 事業評価の実施により、今後の事業展開の方向付けがなされ、新年度予算編成に反映されている状態 | 継続 |

事務事業の総ざらいで総括した課題 ... 事業の終期の明確化 事業の優先度の明確化 施設のあり方や整備等方針の明確化 類似事業の統合、所管の検討 財政基盤の強化、財政の健全化

(2) 健全財政の推進

効率的で効果的な財政運営

【具体的な取組項目3】 事業の終期の明確化

【現状と課題】

事業の終期が設定されておらず、事業の実施自体が目的化しており、経常化しているものがあるため、改めて事業の目的と成果を検証した上で、終期の設定を検討する必要がある。

【個別計画名】事業評価（主管課：行政管理課）

| | | |
|--------------|--|---------|
| 26年度の 目標 | 全ての事業について終期が検討され、終期が設定できる事業は、終期が明確になっている状態 | |
| 取組内容 | 事業評価により、事業の目的や成果を評価・検証した上で、終期の設定を検討する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | |
| 23年度 | 事業評価の実施により、終期設定が可能な事業が明確になっている状態 | 事業評価の実施 |
| 24年度 | 事業評価の実施により、終期設定が可能な事業が明確になっている状態 | 継続 |
| 25年度 | 事業評価の実施により、終期設定が可能な事業が明確になっている状態 | 継続 |
| 26年度 | 事業評価の実施により、終期設定が可能な事業が明確になっている状態 | 継続 |

**【具体的な取組項目 4】
各種事業計画の策定**

【現状と課題】

平成 22 年度実施した「事務事業の総ざらい」の結果、施設の整備・大規模修繕については、市全体としての計画や統一的な整備基準がないため、地域間において整備・修繕の均衡が一部図られていない事例が顕在化していることが明らかとなった。

また、地域事業費制度の見直しにより、これまでの事業費枠の管理から事業そのものの管理へと移行し、今後は、事業の優先度に基づき真に必要な事業を実施していくこととしていることから、事業の優先度を明確にした整備計画を策定し、計画的な事業実施に取り組む必要がある。

【個別計画名】各種整備計画（主管課：行政管理課）

| | | |
|---------------|---|------------------|
| 26 年度の 目標 | 整備計画に基づき、優先度の高い事業から実施されている状態 | |
| 取組内容 | 道路や学校、保育園といった分野ごとに、事業の継続性や耐震化、建築経過年数、避難所指定の有無等の観点から評価項目を設定した整備基準に基づく整備計画を策定し、整備率など地域事情も加味した上で、事業の優先度を設定し、財政状況に応じて、優先度の高い事業から実施する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | |
| 23 年度 | 分野ごとに、整備基準に基づく整備計画を策定 | 分野ごとの整備計画を策定 |
| 24 年度 | 整備計画に基づき、優先度の高い事業から実施されている状態 | 必要に応じて整備計画のローリング |
| 25 年度 | 整備計画に基づき、優先度の高い事業から実施されている状態 | 継続 |
| 26 年度 | 整備計画に基づき、優先度の高い事業から実施されている状態 | 継続 |

**【具体的な取組項目 5】
重複・類似事業の見直し**

【現状と課題】

事業・制度の中には、目的や実施内容が類似しているものを複数の課等でそれぞれ実施しているものがあり、効率的でないものや担当窓口が分かりにくいものがある。

【個別計画名】事業評価（主管課：行政管理課）

| | | |
|--------------|---|--------------------------------------|
| 26年度の目標 | 全ての事業について、重複・類似事業が検証され、整理・統合や、所管の見直しが行われている状態 | |
| 取組内容 | 事業評価の実施により、重複・類似事業や制度の整理・統合などを行う。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | 事務事業の総ざらいにより、重複・類似事業を検証し、整理・統合を検討した。 |
| 23年度 | 重複・類似事業が検証され、整理・統合などが行われている状態 | 事業評価の実施 |
| 24年度 | 重複・類似事業が検証され、整理・統合などが行われている状態 | 継続 |
| 25年度 | 重複・類似事業が検証され、整理・統合などが行われている状態 | 継続 |
| 26年度 | 重複・類似事業が検証され、整理・統合などが行われている状態 | 継続 |

【具体的な取組項目 6】

財政調整基金 の活用と確保

【現状と課題】

多額の一般財源を要する事業の財源を確保することや平成 27 年度から実質的な普通交付税が段階的に引き下げられることに伴い、後年度の財政負担を軽減すること、また、災害や主要一般財源の大幅な減少などの不測の事態に備える必要があることなどから、計画的な取崩しと一定額の基金残高を確保しておく必要がある。

【個別計画名】財政調整基金活用計画（主管課：財政課）

| | | |
|---------------|--|--|
| 26 年度の 目標 | 基金残高 25 億円以上を維持 | |
| 取組内容 | 多額の一般財源を要する事業の財源とするため、また、後年度の財政負担を軽減するため、公債費の繰上償還や公の施設の再配置等を行うための経費に対する財源として基金を取り崩す一方、災害等不測の事態に備えるため、標準財政規模（一本算定ベース）の 5%相当額である 25 億円以上を確保する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | 年度末基金残高 6,188,350 千円 | 平成 21 年度決算剰余金等積立 3,100,393 千円 |
| 23 年度 | 年度末基金残高 8,000,000 千円 | 平成 22 年度決算剰余金等積立 1,811,650 千円 |
| 24 年度 | 年度末基金残高 8,334,136 千円 | ・平成 23 年度決算剰余金等積立 502,000 千円 ・財政計画に基づく財源不足を補うための取崩し 167,864 千円 |
| 25 年度 | 年度末基金残高 7,997,805 千円 | ・基金運用利子積立 2,084 千円 ・財政計画に基づく財源不足を補うための取崩し 338,415 千円 |
| 26 年度 | 年度末基金残高 7,354,567 千円 | ・基金運用利子積立 1,999 千円 ・財政計画に基づく財源不足を補うための取崩し 645,237 千円 |

財政調整基金 … 予算の財源に余裕がある年に積み立てをし、不足する年に取り崩すための預金。

**【具体的な取組項目 7】
受益者負担の適正化**

【現状と課題】

市公共料金（手数料）については、住民サービスの提供に必要な原価を賄うだけの収入が得られるような水準となるべきであるが、現状では原価を賄うだけの収入に達していない。

また、使用料（施設使用料）については、当初の料金設定において、使用料収入と施設の整備・維持管理等にかかる経費との関係についての考え方が明確にされておらず、平成 19 年の使用料改定においても、使用料水準の不均衡の是正を目的とした見直しであったことから、改めて受益者負担の適正化という観点からの見直しが必要である。

【個別計画名】手数料改定計画（主管課：財政課）

| | | |
|---------------|---|-----------------------|
| 26 年度の 目標 | 住民サービスの提供に対する受益者負担が適時・適正に見直しされている状態を維持 | |
| 取組内容 | 利用上の不公平、格差が生じないように、公平性の確保を図りながら定期的に手数料の見直し（原価計算）を行い、受益者負担の適正化を図る。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | |
| 23 年度 | 基本方針策定 | 原価計算方法及び適正な受益者負担割合の検討 |
| 24 年度 | 手数料の設定 | 改定作業 |
| 25 年度 | 改定後の手数料の適用 | 原価計算の検証 |
| 26 年度 | 改定後の手数料の検証 | 継続 |

【個別計画名】使用料改定計画（主管課：行政管理課）

| | | |
|--------------|---|-------------------------------|
| 26年度の目標 | 施設サービスの提供に対する受益者負担の割合が低い施設使用料を改定し、受益者負担の適正化が図られている状態を維持 | |
| 取組内容 | 施設の維持管理コスト及び受益者負担の観点から、同種施設毎に標準施設使用料を設定し、それを基本として、施設の老朽化度や設備等の充実度に応じて個々の施設の使用料を設定し適用する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | |
| 23年度 | 基本方針策定 | 施設維持管理コスト及び適正な受益者負担割合の検討 |
| 24年度 | 標準施設使用料及び個々の施設使用料の設定 | 改定作業 |
| 25年度 | 改定後の施設使用料の適用 | 施設利用人数、利用料金収入の推移から使用料改定の影響を検証 |
| 26年度 | 改定後の施設使用料の検証 | 継続 |

具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 8】

市債元利償還金の繰上償還、借換

【現状と課題】

平成 27 年度から実質的な普通交付税が段階的に引き下げられることを見据え、平成 26 年度以前に公債費 及び公債費に準ずる債務負担行為の将来負担を可能な限り縮減する必要がある。

【個別計画名】公債費等縮減計画（主管課：財政課）

| | | |
|---------------|---|---|
| 26 年度の 目標 | 実質公債費比率 16.0%以下を維持 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・市債の繰上償還 ・公債費に準ずる債務負担行為の繰上返済 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | 実質公債費比率 14.8% | |
| 23 年度 | 実質公債費比率 14.8% | 対象の把握、貸付先等との交渉 |
| 24 年度 | 実質公債費比率 14.6% | <ul style="list-style-type: none"> ・対象の把握、貸付先等との交渉 ・利率 5.0%以上の市債の補償金免除繰上償還を実施 44,691 千円（利子軽減額 5,705 千円） |
| 25 年度 | 実質公債費比率 15.2% | 公債費に準ずる債務負担行為の繰上返済を実施 243,732 千円（利子軽減額 8,263 千円） |
| 26 年度 | 実質公債費比率 15.0% | 継続 |

公債費 ... 市の借入金返済に要する経費。

【具体的な取組項目 9】
通常分の市債発行の抑制

【現状と課題】

平成 27 年度から実質的な普通交付税が段階的に引き下げられることを見据え、普通建設事業等の市債対象事業を精査する。また、市債 を発行する必要がある場合は交付税措置の無い市債発行を抑制し、公債費の将来負担を可能な限り縮減する必要がある。

【個別計画名】公債費等縮減計画（主管課：財政課）

| | | |
|---------------|--|---|
| 26 年度の 目標 | 実質公債費比率 16.0%以下を維持 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通建設事業等の市債対象事業を精査 ・ 交付税措置の無い市債発行の抑制 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | 実質公債費比率 14.8% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職手当債の発行取り止め（発行可能額 1,914,000 千円） ・ 豪雪対策債の発行取り止め（発行可能額 83,900 千円） |
| 23 年度 | 実質公債費比率 14.8% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通建設事業等の市債対象事業を精査 ・ 交付税措置の無い市債発行の抑制 ・ 退職手当債の発行取り止め（発行可能額 810,000 千円） |
| 24 年度 | 実質公債費比率 14.6% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通建設事業等の市債対象事業を精査 ・ 交付税措置の無い市債発行の抑制 ・ 退職手当債の発行取り止め（発行可能額 429,800 千円） <p style="margin-left: 20px;">ただし、平成 24 年度は別途、土地開発公社の抜本的な債務整理対策として、第三セクター等改革推進債(17,000,000 千円)の発行を見込む。</p> |
| 25 年度 | 実質公債費比率 15.2% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通建設事業等の市債対象事業を精査 ・ 交付税措置の無い市債発行の抑制 ・ 退職手当債の発行取り止め（発行可能額 1,186,800 千円） |
| 26 年度 | 実質公債費比率 15.0% | <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通建設事業等の市債対象事業を精査 ・ 交付税措置の無い市債発行の抑制 ・ 退職手当債の発行取り止め（発行可能額 812,700 千円） |

市債 … 建設事業などのため、市が国や銀行などから借りる長期の借入金。

【具体的な取組項目 10】

各種特別会計の必要性の検証と見直し

【現状と課題】

事業規模の小さい特別会計を一般会計化することにより、必要な措置を柔軟に対応できる体制に整える必要がある。

【個別計画名】事業評価（主管課：行政管理課）

| | | |
|--------------|--------------------------------------|---|
| 26年度の目標 | 全ての特別会計について、必要性の検討が終了している状態 | |
| 取組内容 | 事業評価により、特別会計の必要性を検証し、一般会計への統合等を検討する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | 事務事業の総ざらいにより、特別会計の必要性を検証し、一般会計への整理・統合を検討した。 |
| 23年度 | 特別会計の必要性が検証され、整理・統合などが行われている状態 | 事業評価の実施 |
| 24年度 | 特別会計の必要性が検証され、整理・統合などが行われている状態 | 継続 |
| 25年度 | 特別会計の必要性が検証され、整理・統合などが行われている状態 | 継続 |
| 26年度 | 特別会計の必要性が検証され、整理・統合などが行われている状態 | 継続 |

平成 23 年度時点の特別会計 … 国民健康保険特別会計、診療所特別会計、索道事業特別会計、下水道事業特別会計、老人保健特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、地球環境特別会計、新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計、浄化槽整備推進事業特別会計、住宅団地事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、病院事業会計、ガス事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計、工業用水道事業会計

【具体的な取組項目 11】

委託効果が高い業務への民間等委託導入の推進

【現状と課題】

学校給食調理業務の民間委託については、平成 19 年度に 1 校から開始し、平成 20 年度以降毎年度 3 校ずつ民間委託を進めている。委託実施校については、立ち入り検査のほか、教育委員会、校長、学校栄養職員、保護者、受託業者で構成する給食運営協議会で調理業務の状況を確認、検証している。

業務を請負う新規事業者の開拓を行いながら、委託予定校の調理室や設備の改善を進める必要がある。

平成 23 年度に作成する学校施設整備計画に、調理室のドライ化 や調理機器の更新を盛り込む必要がある。

【個別計画名】学校給食調理業務の民間委託計画（主管課：教育総務課）

| | | |
|---------------|---|--|
| 26 年度の目標 | 委託実施校 22 校 | |
| 取組内容 | 学校給食調理業務の民間委託等について、引続き安全、安心な給食を提供できるよう、検証しながら実施していく。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | ・新規 3 校を含む 10 校での委託等の実施 ・次年度新規 3 校実施のための業者選定等（上越市立小・中学校数 76 校） | ・受託業者との打ち合せや立ち入り検査を実施し、衛生管理や調理業務が適正に行われていることを確認。 ・23 年度の新規分について、22 年 12 月に業者選定等を行い早期に内定作業を終了。 |
| 23 年度 | 委託実施校 13 校 | ・委託実施校の実施状況の確認と検証 ・次年度新規 3 校実施に向けた業者選定等 |
| 24 年度 | 委託実施校 16 校 | 継続 |
| 25 年度 | 委託実施校 19 校 | 継続 |
| 26 年度 | 委託実施校 22 校 | 継続 |

調理室のドライ化 … 食中毒予防の観点から水はねによる細菌の感染を防ぐため、床が水で濡れないような施設や設備に変えること。

【具体的な取組項目 12】

事業の改善・廃止計画の適切な進捗管理

【現状と課題】

平成 22 年度は、将来に向けた価値ある投資の実現に向け、事務事業の総ざらいを実施し、全ての事務事業について改善・廃止等の見直しを行うとともに、今後の行財政運営における根本的な課題を抽出した。引き続き、「すこやかなまち」づくりに向け、多様化する行政ニーズに対応した、真に必要なとされるサービスの安定的提供と将来への価値ある投資を着実に行う必要がある。

【個別計画名】改善・廃止計画（主管課：行政管理課）

| | | |
|---------------|--|---|
| 26 年度の 目標 | 改善・廃止計画に基づき、事業の適切な進捗管理がなされている状態 | |
| 取組内容 | 事業評価により、事業の評価・検証を行った上で、今後の事業の方向性を定め、その結果を改善・廃止計画に反映するとともに、計画の適切な進捗管理を行う。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | 事務事業の総ざらいにより、改善・廃止とした事業を適切に進捗管理するため、改善・廃止計画を作成した。 |
| 23 年度 | 改善・廃止計画に基づき、適切に事業が進捗管理されている状態 | 改善・廃止計画の見直し及び適切な進捗管理 |
| 24 年度 | 改善・廃止計画に基づき、適切に事業が進捗管理されている状態 | 継続 |
| 25 年度 | 改善・廃止計画に基づき、適切に事業が進捗管理されている状態 | 継続 |
| 26 年度 | 改善・廃止計画に基づき、適切に事業が進捗管理されている状態 | 継続 |

公の施設の見直し

【具体的な取組項目 13】

公の施設の利用状況等を踏まえた再配置計画の策定と実施

【現状と課題】

合併による施設の増加や同一生活圏における類似施設の集中、老朽化や維持管理経費の増大などが公の施設の全般的な課題であり、効率的な行財政運営を推進していくためには、温浴施設や集会施設など、それぞれの施設種類ごとに現状の見直しを行い、利用状況などを踏まえ、公の施設の再配置を行うことが必要である。

平成 23 年 10 月 1 日現在、公の施設は 991 施設を数え、これを地元等の合意形成を図りながら、譲渡・用途変更・閉鎖等の手法により、段階的かつ継続的に再配置を進めていく必要がある。また、公の施設の見直しに当たっては、民間譲渡による民営化など、施設種類によって特に検討すべき課題も存在する。

なお、保育園については、既に所管部局において検討を進めていることから、公の施設の再配置計画とは別に個別計画を策定する。

【個別計画名】公の施設の再配置計画（主管課：行政管理課）

| | | |
|---------------|---|--|
| 26 年度の目標 | 約 1,000 ある公の施設のうち、概ね 1 割の施設が再配置（統廃合等）されている状態（実質再配置対象約 600 施設） | |
| 取組内容 | 生活圏内での利用状況などを踏まえながら、設置目的がより効果的に実現できる管理運営形態を検討し、公の施設の再配置を進める。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | 統廃合施設の判断基準の検討 |
| 23 年度 | 計画策定 | ・再配置計画の策定 ・地元等との合意形成（説明会の実施など） |
| 24 年度 | 再配置の実施 | ・地元等との合意形成（説明会の実施など） ・再配置の実施 |
| 25 年度 | 再配置の実施 | 継続 |
| 26 年度 | 再配置の実施 | ・地元等との合意形成（説明会の実施など） ・再配置の実施 ・次期再配置計画の策定 |

再配置 … 公の施設の廃止、新規施設等への統合なども含めた施設の適正な配置を行うこと。

具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【個別計画名】保育園の再配置等に係る計画（主管課：保育課）

| | | |
|--------------|--|--|
| 26年度の 目標 | 公立保育園数 49 園 44 園 | |
| 取組内容 | <p>施設の老朽化等に対応するため、早急に保育園施設の改築を進める必要があるが、少子化に伴う児童数の減少や厳しい市の財政状況から、現状のまま改築や新築をすることは困難である。</p> <p>児童数の将来予測や保育園のあり方検討委員会の意見書で示された規模・配置等を踏まえ、保護者をはじめとする地域住民や私立保育園等の意見を伺いながら、民営化の選択も方策の一つとして公立保育園の統廃合・再編に取り組む。</p> | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | 上越市保育園のあり方検討委員会を設置し、公立保育園の適正な規模や配置など今後の保育園のあり方について検討を行い、その内容を意見書としてまとめた。 |
| 23年度 | 公立保育園数 49 園 | 保育園の再配置等に係る計画を策定 |
| 24年度 | 公立保育園数 49 園 | 保育園の再編に向け、地域との協議開始 |
| 25年度 | 公立保育園数 46 園 | 4 園を統合し、新保育園 1 園を整備 |
| 26年度 | 公立保育園数 44 園 | 保育園の再編に向け、地域との協議を進め 2 園廃止 |

【具体的な取組項目 14】

公の施設の除却計画の作成による計画的な施設の除却

【現状と課題】

市所有施設には、使用を休止してから相当年数が経過しているものや、市民の利用が見込まれないものが数多くあり、今後の老朽化の進行によっては、予期せぬ事故等の発生が想定される。また、毎年の予算編成では、他の事業やサービスへの予算配分が優先し、結果的に施設の除却が後送りにならざるを得ない状況が続いている一方で、当面の維持管理経費を継続的に支出している状況がある。

こうしたことから、これら施設について、計画的に除却、解体撤去を進めていく必要がある。

【個別計画名】公の施設の除却計画（主管課：用地管財課）

| | | |
|--------------|--|--|
| 26年度の目標 | <ul style="list-style-type: none"> ・活用されていない施設が除却され不必要な維持管理費が生じない。 ・除却後の土地が適正に利活用されている又は売却されている。 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の状況を把握し計画的な除却を実施して行く。 ・除却後の土地の利活用及び売却についても並行して進める。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | |
| 23年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 8 施設の除却 ・ 除却計画策定 | 各施設の状況を把握し、除却計画（優先順位）を策定 |
| 24年度 | 計画に基づく事業実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に基づき財政状況に応じた除却を実施 ・ 除却後の土地処分 ・ 公の施設の再配置計画等を踏まえた除却計画の見直し |
| 25年度 | 計画に基づく事業実施 | 継続 |
| 26年度 | 計画に基づく事業実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に基づき財政状況に応じた除却を実施 ・ 除却後の土地処分 ・ 公の施設の再配置計画等を踏まえた除却計画の見直し ・ 進捗状況及び施設の状況を踏まえ、必要に応じ優先度等計画の見直し |

第三セクター等の経営改善

【具体的な取組項目 15】

市の関与度合いが高い第三セクターの経営の健全化と今後の方向性の明確化

【現状と課題】

単年度赤字や多額の累積欠損金の計上など、一部の第三セクターの経営状況が悪化しているが、現在の経営管理体制では常勤取締役が存在しない会社があるなど万全ではなく、個々の経営改善・取組には限界があると考えられるため、従来の枠組みにとらわれない、抜本的な経営改革が必要な状況にある。

【個別計画名】第三セクターの見直し方針（主管課：行政管理課）

| | | |
|--------------|---|---|
| 26年度の目標 | 第三セクターの経営基盤が強化され、持株会社に参加した子会社の経営状況が改善されている状態（単年度黒字の計上又は単年度の赤字幅の縮減） | |
| 取組内容 | 市が50%以上出資する会社法法人を経営統合（持株会社化）し、事業連携による売上高の増加、共同仕入れによる売上原価の抑制、人員の流動化による人件費の抑制などを行い、経営の効率化を図る。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・第三セクター経営検討委員会による検討 ・第三セクターとの意見交換 ・地域説明会 |
| 23年度 | 経営統合（持株会社化）の検証 | <ul style="list-style-type: none"> ・見直し方針の作成 ・市と三セクで構成するプロジェクトチームによる経営統合の効果・実現可能性の検討・検証 |
| 24年度 | 経営統合（持株会社化）の実施 | 持株会社の設立 |
| 25年度 | 持株会社の経営戦略に基づく経営改善の取組実施 | 経営統合（持株会社化）の効果検証・改善 |
| 26年度 | 子会社の経営状況の改善（単年度黒字の計上又は単年度の赤字幅の縮減） | 継続 |

【具体的な取組項目 16】

土地開発公社の債務整理推進のための具体的な対応策の検討

【現状と課題】

土地開発公社の保有地は、市の計画的な買戻しのほか、民間への売却により削減に努めているが、近年、土地需要の冷え込み及び保有土地の位置・形状等から思うように民間への売却処分が進まないことに加え、売却に伴う差損及び長期保有による評価損の発生により累積損失が増加している。また、公社では民間からの資金調達により単年度ごとに借入・返済を行っているが、利息返済を含め高額であるなど、資金調達の環境が不安定であること、さらに、公社債務返済の最終責任が市にあり、市財政との関係性も極めて深いことから、抜本的な対応策を講ずる必要がある。

【個別計画名】土地開発公社の経営の健全化に関する計画（主管課：用地管財課、財政課）

| | | |
|----------|---|---|
| 26年度の目標 | 土地開発公社の経営の健全化 | |
| 取組内容 | 公社の経営の健全化 ・公社経営健全化計画に基づく支援措置（平成24年度まで） 保有地の削減（市による買戻し、民間売却） 借入金利子への補助金による補填 ・抜本的な債務整理の研究及び実施（第三セクター等改革推進債の活用など） | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度【参考】 | ・公社保有地の削減 ・借入金利子への補填 ・抜本的な債務整理の研究 | ・市の買戻しと民間への売却 ・借入金利子への補填 ・庁内検討チームの設置 ・三セク債導入に係る諸課題の研究 ・導入済み自治体からの情報収集 |
| 23年度 | ・公社保有地の削減 ・借入金利子への補填 ・抜本的な債務整理の研究及び対応策の検討 | ・市の買戻しと民間への売却 ・借入金利子への補填 ・三セク債導入に係る方針の協議（新潟県及び総務省との相談・協議を含む） |
| 24年度 | ・公社保有地の削減 ・借入金利子への補填 ・三セク債導入による公社債務の整理 | ・市の買戻しと民間への売却 ・借入金利子への補填 ・三セク債の発行 （発行見込額 17,000,000 千円） ・公社保有地の継承 |
| 25年度 | （公社から継承した土地の活用等については、「公有財産売払・貸付計画」に位置付ける。） | |
| 26年度 | | |

具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

公営企業等の経営健全化

ガス事業、水道事業、簡易水道事業

【具体的な取組項目 17】

未納料金の縮減

【現状と課題】

各事業ともに、中期経営計画での基準年である平成 17 年度末残高に対して、計画を上回る縮減を達成している。しかし、ここ数年、過年度分未納額の減少が鈍化してきている。

<平成 22 年度末での残高実績（単位：千円）>

| | H17 末残高 | H22 末計画 | H22 決算値 | 計画 - 決算値 |
|------|---------|---------|---------|----------|
| ガス | 72,053 | 47,053 | 40,523 | 6,530 |
| 水道 | 70,253 | 54,253 | 39,387 | 14,866 |
| 簡易水道 | 3,100 | 2,200 | 1,118 | 1,082 |

【個別計画名】ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画

（主管課：ガス水道局お客様サービス課）

| | | |
|---------------|--|--|
| 26 年度の 目標 | 平成 26 年度末未納金残高 <ガス> 39,523 千円（平成 22 年度末比 100 万円縮減） <水道> 38,987 千円（平成 22 年度末比 40 万円縮減） <簡易水道> 918 千円（平成 22 年度末比 20 万円縮減） | |
| 取組内容 | 財政の健全化及び公平な負担の原則から、停止処分を継続的に実施するとともに、料金徴収業務委託により民間のノウハウも活用しながら、未納金の回収に努める。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | 平成 21 年度末比縮減額 ・ガス 599 千円 ・水道 347 千円 ・簡易水道 158 千円 | 財政の健全化及び公平な負担の原則から、停止処分を継続的に実施し、未納金の回収に努めた。 |
| 23 年度 | 平成 22 年度末比縮減額 ・ガス 25 万円 ・水道 10 万円 ・簡易水道 5 万円 | ・財政の健全化及び公平な負担の原則から、停止処分の継続的な実施 ・料金徴収業務委託による民間ノウハウを活用した未納金の回収 |
| 24 年度 | 平成 23 年度末比縮減額 ・ガス 25 万円 ・水道 10 万円 ・簡易水道 5 万円 | 継続 |
| 25 年度 | 平成 24 年度末比縮減額 ・ガス 25 万円 ・水道 10 万円 ・簡易水道 5 万円 | 継続 |
| 26 年度 | 平成 25 年度末比縮減額 ・ガス 25 万円 ・水道 10 万円 ・簡易水道 5 万円 | 継続 |

【具体的な取組項目 18】

民間活力の導入

【現状と課題】

地方公営企業は企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図ることが必要であり、その観点から常に効率的な事業の推進を追求していかねばならない。

【個別計画名】 ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画

(主管課：ガス水道局総務課、お客様サービス課)

| | | |
|--------------|---|--|
| 26年度の目標 | 民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化が図られている状態 | |
| 取組内容 | 民間的経営手法の活用について検討・導入を進める。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | 料金徴収業務について、包括委託を実施するため、プロポーザル及び入札により受託業者を決定し、23年1月から業務の引継ぎを行った。 |
| 23年度 | 民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・料金徴収業務委託実施 ・業務効率化の検討 |
| 24年度 | 民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化を行う。 | 継続 |
| 25年度 | 民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ・料金徴収業務委託実施 ・検討結果の反映 |
| 26年度 | 民間のノウハウを活用した方が効率的である業務について整理を行い、事業の効率化を行う。 | 継続 |

具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 19】

企業債残高の縮減

【現状と課題】

各事業ともに純利益を計上しているものの、今後の建設改良費の確保を行っていく上で、自己財源比率を高め、財政の健全化を図っていく必要がある。

【個別計画名】ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画

(主管課：ガス水道局総務課)

| | | |
|--------------|--|--|
| 26年度の目標 | <ガス> 平成22年度末比4億2,600万円縮減 <水道> 平成22年度末比4億4,400万円縮減 <簡易水道> 平成22年度末比4,200万円縮減 | |
| 取組内容 | 計画的な財政収支計画の下、企業債の借入を行う。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | 平成21年度末比企業債残高縮減額 ガス8,644万円 水道3億837万円 簡易水道2,139万円 | 計画的な財政収支計画の下、企業債残高の縮減を行った。 |
| 23年度 | 企業債残高が前年度を上回らない状態 | 年度末企業債残高 ・ガス55億1,900万円 ・水道136億2,200万円 ・簡易水道34億4,300万円 |
| 24年度 | 企業債残高が前年度を上回らない状態 | 年度末企業債残高 ・ガス54億2,700万円 ・水道135億1,700万円 ・簡易水道34億3,500万円 |
| 25年度 | 企業債残高が前年度を上回らない状態 | 年度末企業債残高 ・ガス53億1,400万円 ・水道133億9,600万円 ・簡易水道34億3,100万円 |
| 26年度 | 企業債残高が前年度を上回らない状態 | 年度末企業債残高 ・ガス51億8,600万円 ・水道132億5,900万円 ・簡易水道34億2,700万円 |

【具体的な取組項目 20】

高い金利水準にある企業債の繰上償還

【現状と課題】

従来の企業債利息は高利なものが多く、収益的支出における支払利息の負担が多くなっており、これを解消することが、財政の健全化に必要である。

【個別計画名】ガス事業・水道事業・簡易水道事業中期経営計画

(主管課：ガス水道局総務課)

| | | |
|--------------|--|---|
| 26年度の目標 | 水道事業及び簡易水道事業の企業債における高い金利水準が解消された状態 | |
| 取組内容 | 水道事業及び簡易水道事業の利率5.0%以上の企業債を平成24年度までに解消する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | 繰上償還及び借換実績 ・水道3億9,390万円 ・簡易水道8,290万円 | <ul style="list-style-type: none"> ・利率6.3%以上の企業債の繰上償還及び借換を実施 ・水道利子軽減額 9,707万円 ・簡易水道利子軽減額 1,478万円 |
| 23年度 | 企業債の借換を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・利率6.0%以上の企業債の借換を実施 ・水道1億860万円 (利子軽減額2,709万円) ・簡易水道2,020万円 (利子軽減額399万円) |
| 24年度 | 企業債の借換を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・利率5.0%以上の企業債の借換を実施 ・水道3億5,080万円 (利子軽減額5,234万円) ・簡易水道7,610万円 (利子軽減額1,760万円) |
| 25年度 | | |
| 26年度 | | |

病院事業

【具体的な取組項目 21】

未納料金の縮減

【現状と課題】

上越地域医療センター病院は、地域における慢性期医療の役割を担っており、患者の多くは高齢者や障害者などの低所得者であることに加え、一部負担金の引上げなどから、医業未収金が増加傾向にある。

また、全国的な医師不足や都会への医師の偏在は、地方の都市や中山間地を抱える地域で深刻な問題となっており、上越地域医療センター病院においても慢性的な医師不足が続いている。

【個別計画名】未納料金縮減計画（主管課：健康づくり推進課）

| | | |
|--------------|---|---|
| 26年度の目標 | 収納率 99.5% | |
| 取組内容 | 低所得者層の患者を多く抱えている実態からすると、医業未収金の発生はやむを得ない事情もあり、特に生活困窮者からの医療費の徴収は困難となっているが、支払相談による分割納付や悪質な滞納者に対する訪問収納、訪問督促を積極的に実施することにより収納率の向上を図る。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | 収納率 99.2% | <ul style="list-style-type: none"> 支払誓約書の提出及び支払相談の実施（分割納付を誓約） 電話、郵送による督促、訪問収納の実施など |
| 23年度 | 収納率 99.4% | <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者との連携による徴収事務の改善強化 退院時精算の徹底 支払誓約書の提出及び支払相談の実施 訪問収納及び訪問督促の実施 |
| 24年度 | 収納率 99.4% | 継続 |
| 25年度 | 収納率 99.5% | 継続 |
| 26年度 | 収納率 99.5% | 継続 |

【個別計画名】医師確保計画（主管課：健康づくり推進課）

| | | |
|---------------|---|---|
| 26年度の目標 | 常勤医師 10 名体制 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法に定める医師は一標準数の 7 割を割り込むと、入院基本料の 10% が削減されるなど病院経営に多大な影響を及ぼす。 ・ 医師の確保は病院経営の根幹をなすことから、大学医局への要請や関係機関との情報交換、医師間のつながりを活用するなど、積極的な招聘活動を進めていく。 <p>平成 23 年 4 月 1 日現在の医師配置標準数 10.82 人 医師数 8.52 人(常勤医師数 7 人 + 非常勤医師数 1.52 人) 充足率 78.7%</p> | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | 常勤医師 2 名確保(常勤医師 8 名体制) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学医局、自治体病院協議会等への要請 ・ 紹介医師との面会、折衝 ・ 医師確保関係の情報掲載、情報収集 |
| 23 年度 | 現状の常勤医師 7 名体制を維持 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学医局への要請 ・ 自治体病院協議会への情報掲載 ・ 関係団体からの情報収集 |
| 24 年度 | 常勤医師 2 名確保(常勤医師 9 名体制) | 継続 |
| 25 年度 | 常勤医師 1 名確保(常勤医師 10 名体制) | 継続 |
| 26 年度 | 常勤医師 10 名体制を維持 | 継続 |

下水道事業

【具体的な取組項目 22】

使用料の増収

【現状と課題】

供用開始区域内において未接続世帯があることから、本来見込むべき使用料が見込めない状況にある。このため、未接続世帯への接続推進を図り、使用料の増収に結び付ける。

【個別計画名】下水道接続等推進計画（公共下水道）（主管課：生活排水対策課）

| | | |
|--------------|--|--|
| 26年度の目標 | 2,150,818千円の使用料歳入を目指す。 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了区域において、長期末接続世帯の多い地域等を接続推進重点地域として選定し、接続推進員による戸別訪問で接続の推進を図るほか、供用開始後3年未満の世帯に対しても速やかな接続を推進する。 ・事業中及び事業予定区域においては、関係課と連携し、市民に工事の完了予定時期等の情報を適宜提供するなど、供用開始後の速やかな接続をあらかじめ周知する。 ・生活排水が起因する悪臭等の苦情が多く発生している地域についても重点的に接続を推進する。 ・きめ細やかな相談・啓発等を積極的に行う。（高齢者向け住宅リフォーム制度の紹介、高齢者支援課との連携等） ・PR強化月間を設定し、推進活動を重点的に展開する。 ・水洗化率を上げるための方策の一つである排水設備設置資金融資制度の在り方について、接続相談の状況や平成23年度の新規融資申込者の状況等を見極め、融資対象期間の設定について検討を行う。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,012,536千円 ・水洗化率90.3% | <ul style="list-style-type: none"> ・供用開始時のPR及び戸別訪問 ・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問 |
| 23年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,048,527千円 ・水洗化率91.3% | <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による接続推進 ・PR強化月間の設定 ・融資制度のあり方を検討 |
| 24年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,083,375千円 ・水洗化率92.1% | <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による接続推進 ・PR強化月間の設定 |
| 25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,117,007千円 ・水洗化率92.7% | 継続 |
| 26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料2,150,818千円 ・水洗化率93.3% | 継続 |

【具体的な取組項目 23】

施設管理委託料の節減

【現状と課題】

終末処理場は市内 7 か所にあり、供用区域拡大に伴う流入水の増加とともに汚水処理後の汚泥量が年々増えている。この汚泥処理費の増嵩を抑えていく必要がある。

【個別計画名】下水道汚泥減量計画（公共下水道）（主管課：生活排水対策課）

| | | |
|---------------|---|--|
| 26 年度の 目標 | 平成 26 年度における発生活泥量は年間 7,095t が見込まれている（平成 22 年度比較 559t 増）。このため、発生活泥量削減に向けた施設整備と効率的な処理運転により 262t の汚泥の減容を図り、汚泥処理費 5,764 千円の節減を図る。 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・全処理場発生活泥量の約 8 割を占める下水道センター（合併前上越市に設置）では、消化タンク増設による汚泥ガス化及び遠心脱水機の効率的活用による減容を図る。 ・6 か所の浄化センター（浦川原区などに設置）では、処理規模の違いから下水道センターと同様な対応ができないため、水処理工程での汚泥減容について、各施設規模に応じた減容方法や費用、効果などの検討を行っていく。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,026,097 m³ ・改善前汚泥量 6,536t ・改善後汚泥量 6,257t ・汚泥の減容量 279t ・汚泥処理費節減額 6,134 千円 | 下水道センターでは、汚泥消化タンク投入による減容化、遠心脱水機の効率的活用による含水率の減少により汚泥発生量を抑制し汚泥処理経費を節減した。 |
| 23 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,240,000 m³ ・改善前汚泥量 6,743t ・改善後汚泥量 6,494t ・汚泥の減容量 249t ・汚泥処理費節減額 5,478 千円 | 下水道センターでは、汚泥全量の消化タンク投入及び本格稼働した遠心脱水機 2 号機の効率的活用により、発生活泥量を抑制する。6 か所の浄化センターでは、各施設規模に応じた汚泥減容について費用や効果などの検討を行っていく。 |
| 24 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,439,154 m³ ・改善前汚泥量 6,877t ・改善後汚泥量 6,626t ・汚泥の減容量 251t ・汚泥処理費節減額 5,522 千円 | 下水道センターでは、汚泥全量の消化タンク投入（新たに消化タンク 2 号機稼働）及び本格稼働した遠心脱水機 2 号機の効率的活用により、発生活泥量を抑制する。6 か所の浄化センターでは、各施設規模に応じた汚泥減容について費用や効果などの検討を行っていく。 |
| 25 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,639,122 m³ ・改善前汚泥量 6,986t ・改善後汚泥量 6,730t ・汚泥の減容量 256t ・汚泥処理費節減額 5,632 千円 | 継続 |
| 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 11,837,218 m³ ・改善前汚泥量 7,095t ・改善後汚泥量 6,833t ・汚泥の減容量 262t ・汚泥処理費節減額 5,764 千円 | 継続 |

具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

農業集落排水事業

【具体的な取組項目 24】

使用料の増収

【現状と課題】

地元の事業参加同意に基づき、平成 19 年度において市内の全ての整備が完了しているが未だに未接続世帯があることから、本来見込むべき使用料が見込めない状況にある。このため、未接続世帯への接続推進を図り、使用料の増収に結び付ける。

【個別計画名】下水道接続等推進計画（農業集落排水）(主管課：生活排水対策課)

| | | |
|---------------|--|--|
| 26 年度の 目標 | 570,165 千円の使用料歳入を目指す。 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・未接続世帯の多い地域等を接続推進重点地域として選定し、接続推進員による戸別訪問で接続の推進を図る。 ・きめ細やかな相談・啓発等を積極的に行う。(高齢者向け住宅リフォーム制度の紹介、高齢者支援課との連携) ・P R 強化月間を設定し、推進活動を重点的に展開する。 ・水洗化率を上げるための方策の一つである排水設備設置資金融資制度の在り方について、接続相談の状況や平成 23 年度の新規融資申込者の状況等を見極め、融資対象期間の設定について検討を行う。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料 560,736 千円 ・水洗化率 90.8% | <ul style="list-style-type: none"> ・未接続世帯への文書送付及び戸別訪問 |
| 23 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料 563,683 千円 ・水洗化率 91.7% | <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による接続推進 ・P R 強化月間の設定 ・融資制度のあり方を検討 |
| 24 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料 566,040 千円 ・水洗化率 92.4% | <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問による接続推進 ・P R 強化月間の設定 |
| 25 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料 568,102 千円 ・水洗化率 93.1% | 継続 |
| 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料 570,165 千円 ・水洗化率 93.8% | 継続 |

【具体的な取組項目 25】

施設管理委託料の節減

【現状と課題】

市内の農業集落排水処理施設は 48 施設あり、計画した区域すべてで整備が完了している。処理場から発生する汚泥（濃縮汚泥）は平成 22 年度 19,201 m³であり、委託事業者により引き抜き一般廃棄物として処理している。この汚泥引抜処理費の削減を図っていく必要がある。

【個別計画名】下水道汚泥減量計画（農業集落排水）（主管課：生活排水対策課）

| | | |
|---------------|--|--|
| 26 年度の目標 | 現在 3 施設で導入している汚泥減容装置について経費削減効果が認められることから、平成 24 年度以降計画的に導入を進め、汚泥引抜処理費 7,830 千円の節減を図る。 | |
| 取組内容 | 現状の処理方法では、平成 26 年度の汚泥量は 19,541 m ³ が見込まれている。このため平成 21 年度から試験的に導入を行ってきた汚泥減容装置について、計画的に導入施設を拡大し、3,283 m ³ の減容を図り、汚泥引抜処理費 7,830 千円を節減する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 3,313,199 m³ ・改善前汚泥量 19,201 m³ ・改善後汚泥量 18,051 m³ ・汚泥の減容量 1,150 m³ ・汚泥引抜処理費節減額 2,738 千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・22 年度に 3 施設で実施 |
| 23 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 3,331,566 m³ ・改善前汚泥量 19,306 m³ ・改善後汚泥量 18,156 m³ ・汚泥の減容量 1,150 m³ ・汚泥引抜処理費節減額 2,738 千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・3 施設で実施（計 3 施設）【三郷地区、北諏訪地区、津有北部諏訪地区】 ・導入効果について検証 |
| 24 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 3,346,260 m³ ・改善前汚泥量 19,391 m³ ・改善後汚泥量 17,435 m³ ・汚泥の減容量 1,956 m³ ・汚泥引抜処理費節減額 5,203 千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに 2 施設で導入（計 5 施設で実施） ・導入効果について検証 |
| 25 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 3,359,117 m³ ・改善前汚泥量 19,466 m³ ・改善後汚泥量 16,840 m³ ・汚泥の減容量 2,626 m³ ・汚泥引抜処理費節減額 6,567 千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに 2 施設で導入（計 7 施設で実施） ・導入効果について検証 |
| 26 年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・流入水量 3,371,974 m³ ・改善前汚泥量 19,541 m³ ・改善後汚泥量 16,258 m³ ・汚泥の減容量 3,283 m³ ・汚泥引抜処理費節減額 7,830 千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たに 2 施設で導入（計 9 施設で実施） ・導入効果について検証 |

市が保有する資源を活用した歳入確保

【具体的な取組項目 26】

市税等の収納率の向上

【現状と課題】

国内では景気の停滞が続き、回復の兆しがなかなか見えてこない状況であるが、上越地域経済圏においても例外ではなく、求人率や個人所得の低下も進行している。このような状況の下において、納税義務者の資力の脆弱化が進み、市税、使用料の納付環境にも影響が表れ、収入未済額が年々増加する傾向にある。

これまでも電話や文書による催告、納入促進員による訪問徴収、各種資産に対して差押など法的手段を講じることで収入未済金の縮減に努めてきているが、こうした取組の成果が収納率としての実績数値になかなか表れてこない状況である。

今後はこれまでの取り組みを継承、強化するとともに、関係機関等との連携などにより、現年度課税分及び滞納繰越分の収納率の向上を図る必要がある。

【個別計画名】自主財源確保計画（収納率向上）（主管課：収納課）

| | | | |
|--------------|---|--|--|
| 26年度の目標 | 現年課税分収納率：合計 97.80% ・市税 98.49% ・国民健康保険税 92.29% ・保育料 99.07% ・住宅使用料 97.56% | 滞納繰越分収納率：合計 18.42% ・市税 19.49% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68% | |
| 取組内容 | ・初期滞納者や生活困窮者に対しては、きめ細かな納税相談や分割納付の対応を行うとともに、長期にわたる滞納者、高額化する滞納者に対しては、法的手段の行使により税収の確保を図る。 ・平成 23 年度の目標値は、過去の収納実績を参考に定め、コンビニ収納導入に伴う収納率向上や滞納整理の取組強化により、最終年度の平成 26 年度には現年課税分収納率 0.04 ポイント、滞納繰越分収納率 0.01 ポイント以上向上させる。 | | |
| | 年度別目標 | | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | 現年課税分収納率 合計 97.79% ・市税 98.53% ・国民健康保険税 92.22% ・保育料 99.13% ・住宅使用料 98.42% | 滞納繰越分収納率 合計 19.01% ・市税 20.12% ・国民健康保険税 17.20% ・保育料 20.68% ・住宅使用料 27.17% | ・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 |
| 23年度 | 現年課税分収納率 合計 97.76% ・市税 98.54% ・国民健康保険税 92.27% ・保育料 98.98% ・住宅使用料 97.47% | 滞納繰越分収納率 合計 18.41% ・市税 19.42% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68% | ・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納導入準備 |

1 行財政改革による行財政運営の適正化

| | 年度別目標 | | 年度別取組内容 |
|-------|---|---|--|
| 24 年度 | <p>現年課税分収納率 合計 97.73%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 98.50% ・国民健康保険税 92.27% ・保育料 99.01% ・住宅使用料 97.50% | <p>滞納繰越分収納率 合計 18.41%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 19.46% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68% | <ul style="list-style-type: none"> ・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納導入（軽自動車税） |
| 25 年度 | <p>現年課税分収納率 合計 97.78%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 98.49% ・国民健康保険税 92.28% ・保育料 99.04% ・住宅使用料 97.53% | <p>滞納繰越分収納率 合計 18.42%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 19.50% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68% | <ul style="list-style-type: none"> ・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納実施（軽自動車税） ・コンビニ収納導入（市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税） |
| 26 年度 | <p>現年課税分収納率 合計 97.80%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 98.49% ・国民健康保険税 92.29% ・保育料 99.07% ・住宅使用料 97.56% | <p>滞納繰越分収納率 合計 18.42%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税 19.49% ・国民健康保険税 16.81% ・保育料 19.06% ・住宅使用料 27.68% | <ul style="list-style-type: none"> ・納税相談の実施 ・分納措置 ・法的手段の行使 ・コンビニ収納実施（市税、国民健康保険税） |

具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 27】 不用な資産の売却と貸付

【現状と課題】

市所有資産には、行政目的による使用が終了し遊休化しているものが数多くあり、今後公的な利用が見込まれないものについては、積極的に処分（売却、貸付）を進めるとともに自主財源涵養の原資のひとつとして活用していく必要があるが、これら資産の中には隣地境界などの状況が不明確なものがあり、処分の妨げとなっている。

こうしたことから、処分可能な資産の洗い出しと状況確定を計画的に進め、情報発信と処分を進め自主財源の涵養・確保を図っていく必要がある。

【個別計画名】公有財産売払・貸付計画（主管課：用地管財課）

| | | |
|----------|--|---|
| 26年度の目標 | 平成23年度から26年度まで累計2,280,771千円の売却・貸付 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・売却可能資産について売却の難易による優先順位をつけ計画的な売却を進める。 ・遊休財産の情報を発信し売却・貸付を推進する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度【参考】 | 358,258千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・売却可能資産の抽出 ・公募等による売り払い ・遊休資産の貸付 |
| 23年度 | 342,777千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・売却可能財産リストの補完 ・売却計画の策定 ・売却可能財産の公表と売却の実施 |
| 24年度 | 356,666千円 | <ul style="list-style-type: none"> ・年次計画により売却を実施 ・公の施設の除却後の土地等を含めた売却計画の修正 |
| 25年度 | 804,391千円 | 継続 |
| 26年度 | 776,937千円 | 継続 |

【具体的な取組項目 28】

その他収入の確保

【現状と課題】

今後懸念される財政状況の悪化に備え、市が保有する資源を活用するなどして、市政運営を支えるための安定的な歳入確保が必要である。

また、有料広告収入については、新たな広告掲載媒体の掘り起こしなど、歳入拡大につながる取組が必要である。

【個別計画名】自主財源確保計画（特定目的基金）（主管課：財政課）

| | | |
|--------------|-------------------------------|--|
| 26年度の目標 | 特定目的基金の適正水準の確保 | |
| 取組内容 | 特定目的基金を計画的に取り崩し、当該年度の歳入を確保する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | |
| 23年度 | 計画策定 | 自主財源の確保に向けた特定目的基金等取り崩しの検討 |
| 24年度 | 計画に基づく活用 | 特定目的基金の活用 (社会福祉施設整備基金運用益の活用5,340千円など) |
| 25年度 | 計画に基づく活用 | 継続 |
| 26年度 | 計画に基づく活用 | 継続 |

特定目的基金 ... 公共施設の建設など、特定の目的を達成するため積立をしておく預金。

具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【個別計画名】自主財源確保計画（有料広告）（主管課：行政管理課）

| | | |
|--------------|--|--|
| 26年度の 目標 | 広告収入額 9,000 千円 | |
| 取組内容 | 広報じょうえつや市ホームページ、市名入り封筒など各種封筒に有料広告を掲載する。また、新たな広告掲載媒体の掘り起こしなど、歳入拡大につながる取組に努める。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | 広告収入額 7,768 千円 | 広報じょうえつや市ホームページ、市名入り封筒など各種封筒に有料広告を掲載した。 |
| 23年度 | 広告収入額 8,300 千円 | 広報じょうえつや市ホームページ、市名入り封筒など各種封筒に有料広告を掲載する。また、新たな広告掲載媒体の掘り起こしなど、歳入拡大につながる取組に努める。 |
| 24年度 | 広告収入額 8,500 千円 | 継続 |
| 25年度 | 広告収入額 8,800 千円 | 継続 |
| 26年度 | 広告収入額 9,000 千円 | 継続 |

(3) 組織機構改革

【具体的な取組項目 29】

適正な職員定員管理

【現状と課題】

地方交付税の合併特例措置の終了に伴い、これまで以上の厳しい財政状況を迎えるに当たり、内部管理経費の抑制、特に職員数・人件費の削減は必要不可欠である。

今後、持続的・安定的な市民サービスの提供や複雑多様化する市民ニーズへの円滑な対応に向けて、事務の能率向上など事業や組織の見直しを進め、民間委託や再任用等を活用しつつ、真に必要な職員数を定め適正な職員数とし、人件費総額を抑制する。

【個別計画名】定員適正化計画（主管課：人事課）

| | | |
|--------------|--|--|
| 26年度の 目標 | 職員数 1,973人 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・総務省が主宰する研究会が定めた定員回帰指標との比較や当市の特殊事情を踏まえた類似団体との職員数の比較を参考として、真に必要な職員数を算定し、定員適正化計画を策定する。 ・策定後は、定員適正化の方針に基づき不断の見直しを行い、職員の定員を適正に管理する。 （定員適正化の方針） 事務事業の見直し 行政組織及び業務執行体制の見直し 施設の統廃合及び民営化の推進 技能労務職の削減と民間委託の推進 再任用、臨時・嘱託職員制度等の活用 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務に係る必要人員を精査するためヒアリングを実施 ・職員数 2,040人 | <ul style="list-style-type: none"> ・人員削減の継続 ・各課定員ヒアリング実施（2回） ・事務事業の見直し ・民営化の検討 |
| 23年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定 ・職員数 2,020人 | 定員適正化計画の策定 |
| 24年度 | 職員数 2,008人 | 計画に基づき職員定数を適正に管理 |
| 25年度 | 職員数 2,003人 | 継続 |
| 26年度 | 職員数 1,973人 | 適正化状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直し |

具体的な取組項目

1 行財政改革による行財政運営の適正化

【具体的な取組項目 30】

木田庁舎・総合事務所のあり方など組織機構の見直し

【現状と課題】

平成 22 年 4 月に、部課等を統合し政策調整機能を強化するなど組織機構を見直した。今後は、職員数を削減しながらも、持続的・安定的な市民サービスの提供や複雑多様化する市民ニーズへの円滑な対応に向けて、組織機構を常に点検し、必要に応じて改善していく必要がある。

【個別計画名】定員適正化計画（主管課：人事課）

| | | |
|---------------|--|--|
| 26 年度の 目標 | 組織機構が簡素で機能的となっている状態 | |
| 取組内容 | 部課等からのヒアリングや新たな行政需要などを踏まえ、組織機構を常に点検し、必要に応じて改善する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・組織の改正を 4 月から施行 ・総合事務所の機能等を検討 ・組織の検証と見直し |
| 23 年度 | 総合事務所を見直し、モデル案を作成した状態 | 総合事務所・木田庁舎各課の業務を見直し、モデル案を検討 |
| 24 年度 | 総合事務所のモデル案を一部の区で試行している状態 | モデル地区での試行 |
| 25 年度 | 総合事務所のモデル案を一部の区で試行している状態 | モデル地区での試行及び検証 |
| 26 年度 | 総合事務所のモデル案を一部の区で試行している状態 | 継続 |

(4) 人材育成

【具体的な取組項目 31】

職員として大切にすべき価値観・基本姿勢の共有

【現状と課題】

平成 23 年 3 月に、職員行動規範（上越アクション 10）を策定し、「～『みんなの幸せ』私たちの仕事です～」をキャッチフレーズとした取組に着手した。

この規範を職員の模範的行動とする基本認識を全職員が共有するとともに、実際の行動を動機付けする地道な取組を、中長期的に継続していく必要がある。

【個別計画名】人材育成方針（主管課：人事課）

| | | |
|---------------|--|--|
| 26 年度の 目標 | 職員が職員行動規範に即した行動をとっている状態 | |
| 取組内容 | 職員行動規範（上越アクション 10）を市職員の模範的行動とする基本認識を徹底しつつ、実践を促す。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | <ul style="list-style-type: none"> 職員意見の募集や職員検討会議での検討を通じた職員行動規範の策定 職員行動規範を浸透させるための具体的な方策を検討・決定 |
| 23 年度 | 職員行動規範の内容を職員が理解し、実践を意識している状態 | <ul style="list-style-type: none"> 職員行動規範の周知 「マイカード・自分アクション」の実践 |
| 24 年度 | 職員行動規範の実践を意識した行動が高まった状態 | <ul style="list-style-type: none"> 職員行動規範の周知 「マイカード・自分アクション」の更新・実践 |
| 25 年度 | 職員行動規範の実践を意識した行動が高まった状態 | 継続 |
| 26 年度 | 職員行動規範の実践を意識した行動が高まった状態 | 継続 |

上越アクション 10 ... 上越市職員として大切にすべき信条や理念、行動に当たっての心構えなどを 10 の項目にまとめたもの。

【具体的な取組項目 32】

育成と任用が連動する人事行政の推進

【現状と課題】

自己申告制度の実効性を高めるために、上司との育成面談を合わせて実施するなど、申告方式・運用方法に改善を加えた。また、平成 23 年 4 月 1 日付け人事異動の方針をあらかじめ公表し、長期在籍者の解消や自己申告内容を踏まえた適材適所の人員配置を行う旨を事前周知した上で、職員のやる気や目的志向を尊重した人員配置を実施した。

今後は、ジョブ・ローテーション の効果を高めるための「人事異動の基本原則の策定」や「昇任・昇格モデルの明示」など、職員がより具体的な将来展望を描くことができる環境を整えることにより、仕事への動機付けや自己実現意欲を喚起しつつ、やりがいを感じる職務への配属・従事を通じて、職員が自律的に成長を果たす相乗効果を、一層追求していく必要がある。

【個別計画名】人材育成方針（主管課：人事課）

| | | |
|---------------|---|---|
| 26 年度の目標 | 意欲のある職員に能力発現の機会が付与され、任用・配置の際に見込んだとおりの役割を果たしている状態 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・適材適所の人員配置により、職員個々の有する能力の発現と更なる伸長を助長する。 ・人事異動の基本原則をはじめ、任用・配置の基本的考え方を職員に明示することにより、職員個々のキャリアデザイン に実現可能性を付与し、もって、モチベーションの高揚と職員の自律的な成長を促す。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・自己申告制度の実効性を高めるための申告方式・運用方法の改善 ・職員のやる気や目的志向を尊重した人員配置を実施するための人事異動の方針の公表 |
| 23 年度 | 職員の仕事への充実感と向上心が高まった状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動の基本原則の策定 ・任用基準の明確化と昇任・昇格モデルの明示 ・自己申告制度の改善・運用 |
| 24 年度 | 職員の仕事への充実感と向上心が高まった状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動の基本原則の運用 ・任用基準に基づいた任用の実施 ・自己申告制度の改善・運用 |
| 25 年度 | 職員の仕事への充実感と向上心が高まった状態 | 継続 |
| 26 年度 | 職員の仕事への充実感と向上心が高まった状態 | 継続 |

ジョブ・ローテーション … 職員の職場を定期的に変え、様々な職務を経験させることにより、職員の能力を高め、将来必要とする人材の育成を図ること。

キャリアデザイン … 長期的に自らの職業生活（キャリア）を自らの手で主体的に描く（デザインする）こと。

【具体的な取組項目 33】

労務環境の整備

【現状と課題】

職員が心身ともに健康であることは業務遂行の基本であるが、近年の傾向としては、メンタルヘルス不調者が増加しており、長期化して休職に移行する職員も存在する。このような状況に至る要因としては、職場や家庭環境の現状、将来に対する不安、生活習慣及び体質などが複合的に絡んでおり、個々のケースに即した対応が必要となっている。これらのことから、これまで、労働安全衛生法などに基づき市が実施してきた事業を整理するとともに、平成 23 年度から専任の衛生管理者を人事課に配置したところである。

【個別計画名】人材育成方針（主管課：人事課）

| | | |
|---------------|--|--|
| 26 年度の 目標 | 心身ともに健康な職員が相互に連携し、チームワークを高めつつ、必要な公務を遂行している状態 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の心身の故障を可能な限り未然に防ぐため、健康診断結果に基づく健康指導の徹底や職員面談・所属長ヒアリングなどを通して、メンタルヘルス不調者の早期発見と対応を強化する。 ・ 管理職等のマネジメント能力を高めつつ、時間外勤務はあくまでも例外であることを前提とした運用の適正化を推進することで、職員が心身ともに健康でいきいきと業務を遂行でき、かつ、ワーク・ライフ・バランスにも十分配慮した労務環境を整える。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務の適正管理を含む管理職のマネジメント能力の強化 ・ 職員と所属長が話し合う育成面談の実施 ・ 職員の健康管理の徹底 ・ メンタルヘルス研修の実施 |
| 23 年度 | 職員が心身ともに健康で業務を遂行する状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外勤務の適正管理を含む管理職のマネジメント能力の強化 ・ 職員と所属等が話し合う育成面談の実施 ・ 職員の健康管理の徹底 ・ メンタルヘルス研修の実施 |
| 24 年度 | 職員が心身ともに健康で業務を遂行する状態 | 継続 |
| 25 年度 | 職員が心身ともに健康で業務を遂行する状態 | 継続 |
| 26 年度 | 職員が心身ともに健康で業務を遂行する状態 | 継続 |

ワーク・ライフ・バランス … 「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

【具体的な取組項目 34】
基礎的な資質・能力の底上げ

【現状と課題】

平成 22 年度に基礎・階層別の研修カリキュラムを見直し、下半期の研修から導入した。また、新規採用職員の育成指導担当者の指名や育成指導の心得等のツールを整備するなど、若手職員の育成支援体制を強化した。

一方、団塊の世代が退職期を迎える中、管理職及びその予備群となる職階層へのマネジメントスキル・ヒューマンスキル（見直し後の研修カリキュラムで位置付け済み）の付与・向上が急務となっている。

【個別計画名】人材育成方針（主管課：人事課）

| | | |
|---------------|---|--|
| 26 年度の 目標 | 研修で得た基礎知識・技能が、業務上での活用の繰り返しにより定着し、組織全体のパフォーマンスが向上した状態 | |
| 取組内容 | 職階別研修などを通じて、組織的に職員の育成・能力開発を推進するとともに、職場での業務の実践を通じた確認・徹底を繰り返す中で、基礎的な資質・能力の定着と組織全体の底上げを図る。 | |
| \ | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎・階層別の研修カリキュラムを見直し、下半期の研修から導入 ・育成指導の心得等のツールを整備するなど、若手職員の育成支援体制の強化 |
| 23 年度 | 職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎・階層別研修の実施 ・新規採用職員・若手職員の育成指導体制の強化 |
| 24 年度 | 職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態 | <ul style="list-style-type: none"> ・基礎・階層別研修の実施 ・新規採用職員・若手職員の育成 |
| 25 年度 | 職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態 | 継続 |
| 26 年度 | 職階に応じた基礎的資質・能力が向上した状態 | 継続 |

マネジメントスキル … 業務を計画的に進める技量。管理能力。

ヒューマンスキル … 人を動かす技量。統率力。

【具体的な取組項目 35】

専門性の伸長・特定専門分野のキーマン育成

【現状と課題】

平成 22 年度に自己啓発のための支援制度を見直し、支援対象を広げるなど、より使いやすい制度へと見直しを加え、平成 23 年度から運用を開始した。また、自己申告等から職員の特性や専門志向を捉えた上で、更なる能力の発揮と伸長が見込める職場への異動や長期派遣研修など、能力伸長のための機会を付与した。

行政課題が高度化し、それぞれの行政分野に高い専門性を有する職員を配置する必要が生じていることから、職場における専門性の伝播や後継者の養成など、一層の工夫を講ずる必要がある。

【個別計画名】人材育成方針（主管課：人事課）

| | | |
|---------------|--|---|
| 26 年度の 目標 | 自己啓発や専門知識習得に向けた取組意識が高まり、習得した知識・技能をそれぞれの強みとして、業務遂行に生かしている状態 | |
| 取組内容 | 自身の専門性を伸ばそうとする意欲のある職員に、能力の発現と伸長のための機会を付与するとともに、専門性の向上に資する多様な学習等の活動を支援する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22 年度 【参考】 | | <ul style="list-style-type: none"> 自己啓発のための支援制度の見直し 職員の意欲、特性、専門志向等を踏まえた異動や長期派遣研修等の能力伸長のための機会の付与 |
| 23 年度 | 職員の学習意欲が高まり、それぞれが強みとする専門性が向上した状態 | <ul style="list-style-type: none"> 専門実務研修・長期派遣研修の実施 自己啓発・グループ学習活動の推奨 市民活動への参加推奨 |
| 24 年度 | 職員の学習意欲が高まり、それぞれが強みとする専門性が向上した状態 | 継続 |
| 25 年度 | 職員の学習意欲が高まり、それぞれが強みとする専門性が向上した状態 | 継続 |
| 26 年度 | 職員の学習意欲が高まり、それぞれが強みとする専門性が向上した状態 | 継続 |

2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造

(1) 近隣社会における共生

【具体的な取組項目 36】

地域課題を自らのこととして考えるきっかけづくりのための地域活動支援事業の実施

【現状と課題】

「すこやかなまち」づくり、市民主体のまちづくりを進めていくための手立ての一つとして、地域の課題解決や活力向上に向けた市民の自発的・主体的な取組を支援するもの。

市民が地域活動資金の使い道を考えることを通じて、地域づくりを考え、自らの発意を行動に移していく、市民主体のまちづくりが進められる契機とする必要がある。各地域協議会が定めた採択方針を基に、配分額の範囲内において事業の採択や補助金額等の審査を行うことにより、地域の思いを地域で体現することのできる事業とする必要がある。

【個別計画名】地域活動支援事業計画（主管課：自治・地域振興課）

| | | |
|----------|---|--|
| 26年度の目標 | 身近な地域における課題の解決を図り、またはそれぞれの地域の活力向上のための提案事業の件数を増やすとともに適切な支援により地域活動団体の自立性が高められる環境を整える。 | |
| 取組内容 | 地域活動資金を28の地域自治区に配分し、身近な地域における課題の解決を図り、またはそれぞれの地域の活力向上のため、市民の発意により実施する事業について支援を行い、地域自治区を活性化するための手立ての一つとして取り組む。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度【参考】 | 【提案・採択事業】 ・提案件数 446 件 ・採択件数 284 件（内訳）助成事業 262 件、市の執行事業 22 件 | 市民の発意により実施する事業について支援を実施 |
| 23年度 | 地域の課題解決、地域の活力向上に資する提案を増やすとともに地域活動団体の自立性が高められる環境を整える。 | 市民の発意により実施する事業について支援を実施 |
| 24年度 | 地域の課題解決、地域の活力向上に資する提案を増やすとともに地域活動団体の自立性が高められる環境を整える。 | ・市民の発意により実施する事業について支援を実施 ・事業の提案が活発に行われるような仕掛けや計画の中間点としての課題整理を進める。 |
| 25年度 | 地域の課題解決、地域の活力向上に資する提案を増やすとともに地域活動団体の自立性が高められる環境を整える。 | ・市民の発意により実施する事業について支援を実施 ・地域の課題解決や地域の活力向上に取り組める仕組みや、地域社会を支える「新しい公共」につながる仕組づくりを再検討 |
| 26年度 | 25年度の検討結果を反映する。 | 25年度の検討結果を反映 |

(2) 多様な市民活動

【具体的な取組項目 37】

市民がボランティア等に参加しやすい環境整備

【現状と課題】

市民が地域の課題や公共の課題を自らの課題としてとらえ、その解決に向けて主体的に行動する地域社会を築くためには、市民一人一人から課題に取り組む達成感や共助の精神の重要性を認識してもらうことが大切である。

このような意識を喚起するためのきっかけとして市民のボランティア活動への参加を促していくことは意識啓発のための有効な手段の一つとして考えられる。

このため、種々のボランティア情報の提供はもとより、単にボランティアに参加するだけでなく、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義を理解してもらうことや、次代を担う子ども達への啓発を行っていく必要がある。

【個別計画名】ボランティア活動等促進計画（主管課：共生まちづくり課）

| | | |
|----------|---|---|
| 26年度の目標 | ボランティアに関する情報を随時提供することができ、かつ、ボランティア活動に参加しやすいような多様な参加パターンのボランティアメニューが増え、市民がボランティア活動に参加しやすい状態にする。 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ等を活用し、多様で参加しやすいボランティアメニューを紹介するとともに、ボランティア本来の意義やボランティア活動に参加した感想など、関連情報を発信することで、ボランティア活動への市民参加を促進する。 ・小中学校でボランティアに関する学習の機会を設けるなど、児童生徒に向けた普及啓発活動を行う。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度【参考】 | ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(112件) | ・ボランティアセンターの運営 |
| 23年度 | ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(150件) | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営 ・ボランティアメニューの調査、開発 ・ボランティア情報に関するホームページの制作、運用 ・生徒、児童に対する情報の充実 |
| 24年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(160件) ・ボランティア活動について学んだ小中学校数(5校) | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営 ・ホームページ等によるボランティア関連情報の迅速な発信 ・広報紙、チラシ及びホームページによるボランティアの意義の普及啓発 ・生徒、児童に対する情報の充実 |
| 25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(170件) ・ボランティア活動について学んだ小中学校数(7校) | 継続 |
| 26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターを介してのボランティア活動件数(180件) ・ボランティア活動について学んだ小中学校数(10校) | 継続 |

【具体的な取組項目 38】

NPO・ボランティア等市民団体の公益的な活動の支援

【現状と課題】

市民活動団体等は、「新しい公共」の担い手として地域の様々な公益的活動に関わっていくことや、その活動を通じて地域活動に積極的に関わる意欲のある人を育てるための受け皿となることが期待されている。

しかし、多くの市民活動団体等では、活動実態をPRする機会や手段に乏しく、市民の理解や支援が得難いことから、人材や財源の安定的な確保がしにくいという課題を抱えている。

【個別計画名】ボランティア活動等促進計画（主管課：共生まちづくり課）

| | | |
|--------------|--|---|
| 26年度の目標 | 市民活動団体が市民から理解され、活動が安定している状態 | |
| 取組内容 | 市民活動団体等への市民の理解が深まるとともに、支援を通じて安定的に活動するための体力を備えるよう、団体等の情報を広く発信できる仕組みを構築する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | ・NPO・ボランティア活動団体実態調査の実施 ・市民活動の場の提供 |
| 23年度 | 市民活動団体等の理解が進み、活動しやすい状態 | ・市民活動団体をPRするホームページの制作・運用 ・市民活動団体の紹介・体験ツアーの実施 ・市民活動の場の提供 |
| 24年度 | 市民活動団体等の理解が進み、活動しやすい状態 | ・ホームページ等による市民活動団体情報の発信 ・市民向けの市民活動団体の現場体験の実施 ・市民活動の場の提供 |
| 25年度 | 市民活動団体等の理解が進み、活動しやすい状態 | 継続 |
| 26年度 | 市民活動団体等の理解が進み、活動しやすい状態 | 継続 |

(3) 市民と行政の協働

【具体的な取組項目 39】

協働を提案しやすい仕組みの構築

【現状と課題】

社会経済情勢の変化等によって市民のニーズが複雑・多様化しており、市民と行政の双方とも自分たちだけでは解決することが困難な地域の課題や公共の課題が多くなってきている。

このため、行政と連携してこれら課題の解決に対処しようとしている意欲的な団体等との相談や協議をするための体制を整えることで、市民と行政の協働事業を推進させていく必要がある。

【個別計画名】協働促進計画（主管課：共生まちづくり課）

| | | |
|--------------|---|---|
| 26年度の目標 | 地域の課題や公共の課題に対し、市民と行政が協働して、その解決に向けて取り組んでいる状態 | |
| 取組内容 | 地域の課題や公共の課題に対し、市民が行政と協働して取り組む際に相談できる窓口を明確にするとともに、市民と行政が協働して公益事業を実施することで、その効果を高め継続的な地域活動を実現する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | |
| 23年度 | 協働提案制度の構築 | 他の自治体での取組状況を調査するなど、協働提案制度の検討・構築 |
| 24年度 | 提案件数 3 件 | ・ 提案制度の運用開始 ・ 提案制度の運用開始にあわせた「協働」の意義の周知 |
| 25年度 | 提案件数 4 件 | ・ 提案制度の検証・改善 ・ 「新しい公共」事業に関して参考となる事例の周知 |
| 26年度 | 提案件数 5 件 | 継続 |

【具体的な取組項目 40】

協働の場づくりのためのモデル事業の実施

【現状と課題】

社会経済情勢の変化等によって市民のニーズが複雑・多様化しており、地域の課題や公共の課題に対し、市民自らが自発的かつ主体的に判断し、解決に向けて行動する地域社会の創造が求められている。

このため、市民と行政との協働による取組事例を広く周知し、理解を深めることで、課題の解決に向けて主体的に行動する市民の意欲を喚起するとともに、市民相互の多様な関係性を育み、助け合いの地域社会を構築する必要がある。

【個別計画名】協働促進計画（主管課：共生まちづくり課）

| | | |
|--------------|--|--|
| 26年度の目標 | 上越市における協働のモデル的な事業が実施され、市民や職員にとって、地域の課題や公共の課題の解決に向けた市民と行政の協働による取り組みが参考にされている状態 | |
| 取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共の場づくりのための支援事業（国の補助事業）」の実施。 ・新しい公共の場づくりのための支援事業や地域活動支援事業における成果等を踏まえ、新しい公共に資する上越市の協働の姿となるようなモデル事業を実施し、市民に広く周知する。 | |
| | 年度別目標 | 年度別取組内容 |
| 22年度 【参考】 | | |
| 23年度 | 協働事例の研究 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共の場づくりのための支援事業（国補助事業）」の実施 |
| 24年度 | 協働モデル事業の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共の場づくりのための支援事業（国補助事業）」の実施 ・「新しい公共の場づくりのための支援事業」や、「地域活動支援事業」の取組内容を検証し、上越市における協働の姿(モデル)を検討する。 |
| 25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働モデル事業の実施 ・協働事例集の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・上越市における協働モデル事業の募集、実施 ・「新しい公共」事業に関して参考となる事例の周知 |
| 26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働モデル事業の実施 ・協働事例集の周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・協働モデル事業の成果を協働提案制度等にフィードバック ・「新しい公共」事業に関して参考となる事例の周知 |

個別計画を反映した収支状況の推移

平成 23 年度～平成 26 年度：平成 22 年度決算は参考

(単位：百万円、%)

| | | (平成 22 年度) (決算額) | 平成 23 年度 当初予算 | 平成 24 年度 計画値 | 平成 25 年度 計画値 | 平成 26 年度 計画値 | H23～26 年度 計画値 |
|---------------------|----------------------|---------------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
| 歳 入 | 1. 市税 | 26,777 | 26,540 | 27,230 | 29,258 | 30,424 | 113,452 |
| | 2. 地方譲与税 | 1,147 | 1,102 | 1,117 | 1,117 | 1,117 | 4,453 |
| | 3. 利子割交付金 | 98 | 65 | 71 | 71 | 71 | 276 |
| | 4. 配当割交付金 | 35 | 26 | 50 | 50 | 50 | 177 |
| | 5. 株式等譲渡所得割交付金 | 12 | 12 | 16 | 16 | 16 | 59 |
| | 6. 地方消費税交付金 | 2,007 | 2,071 | 2,071 | 2,071 | 2,071 | 8,285 |
| | 7. ゴルフ場利用税交付金 | 31 | 31 | 29 | 29 | 29 | 118 |
| | 8. 自動車取得税交付金 | 266 | 247 | 233 | 233 | 233 | 946 |
| | 9. 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 24 | 23 | 22 | 21 | 21 | 87 |
| | 10. 地方特例交付金 | 353 | 374 | 218 | 218 | 218 | 1,029 |
| | 11. 地方交付税 | 27,898 | 27,530 | 28,073 | 27,577 | 26,692 | 109,872 |
| | (1) 普通交付税 | 24,692 | 25,200 | 25,343 | 24,790 | 24,218 | 99,551 |
| | (2) 特別交付税 | 3,206 | 2,330 | 2,730 | 2,787 | 2,474 | 10,322 |
| | 12. 交通安全対策特別交付金 | 40 | 38 | 39 | 39 | 39 | 155 |
| | 13. 分担金及び負担金 | 2,536 | 2,205 | 1,934 | 1,578 | 1,581 | 7,298 |
| | 14. 使用料及び手数料 | 1,864 | 1,935 | 1,890 | 1,812 | 1,800 | 7,437 |
| | 15. 国庫支出金 | 11,535 | 11,458 | 10,823 | 9,988 | 10,580 | 42,849 |
| | 16. 県支出金 | 6,637 | 5,959 | 5,455 | 4,925 | 4,495 | 20,835 |
| | 17. 財産収入 | 485 | 469 | 488 | 925 | 908 | 2,790 |
| | 18. 寄附金 | 4 | 21 | 1 | 1 | 1 | 24 |
| | 19. 繰入金 | 674 | 1,434 | 639 | 600 | 871 | 3,544 |
| | 20. 繰越金 | 3,417 | 1,011 | 1,000 | 0 | 0 | 2,011 |
| 21. 諸収入 | 16,962 | 16,008 | 16,404 | 15,237 | 14,976 | 62,625 | |
| (1) 貸付金元利収入 | 15,044 | 14,236 | 14,671 | 13,518 | 13,256 | 55,681 | |
| (2) その他収入 | 1,918 | 1,772 | 1,734 | 1,719 | 1,719 | 6,944 | |
| 22. 市債 | 10,956 | 12,506 | 27,939 | 9,594 | 10,172 | 60,211 | |
| (1) 借換債 | 387 | 2,063 | 1,270 | 222 | 1,070 | 4,625 | |
| (2) 臨時財政対策債 | 6,197 | 4,989 | 3,724 | 2,874 | 2,874 | 14,462 | |
| (3) 第三セクター等改革推進債 | 0 | 0 | 17,000 | 0 | 0 | 17,000 | |
| (4) その他 | 4,371 | 5,454 | 5,945 | 6,498 | 6,228 | 24,125 | |
| 合 計 (A) | 113,756 | 111,066 | 125,742 | 105,362 | 106,365 | 448,535 | |
| 歳 出 | 1. 人件費 | 16,152 | 15,980 | 15,465 | 16,244 | 15,635 | 63,324 |
| | 2. 物件費 | 13,878 | 15,168 | 13,977 | 14,020 | 13,921 | 57,085 |
| | 3. 維持補修費 | 3,746 | 2,549 | 2,412 | 2,034 | 2,185 | 9,180 |
| | 4. 扶助費 | 12,344 | 13,620 | 13,325 | 13,692 | 13,883 | 54,520 |
| | 5. 補助費等 | 7,469 | 7,070 | 24,325 | 7,460 | 6,802 | 45,657 |
| | 6. 公債費 | 12,836 | 14,829 | 13,953 | 13,865 | 14,392 | 57,040 |
| | (1) 定時償還元金 | 10,710 | 10,966 | 10,965 | 11,705 | 11,285 | 44,922 |
| | (2) 借換に伴う繰上償還元金 | 387 | 2,063 | 1,270 | 222 | 1,070 | 4,625 |
| | (3) 市債利子 | 1,680 | 1,727 | 1,644 | 1,865 | 1,964 | 7,199 |
| | (4) 一時借入金利子 | 58 | 73 | 74 | 74 | 74 | 294 |
| | 7. 積立金 | 3,249 | 542 | 538 | 28 | 27 | 1,135 |
| | 8. 投資及び出資金 | 433 | 498 | 304 | 246 | 1,596 | 2,644 |
| | 9. 貸付金 | 14,998 | 14,236 | 14,671 | 13,518 | 13,256 | 55,681 |
| 10. 繰出金 | 11,390 | 12,721 | 13,103 | 12,412 | 12,511 | 50,746 | |
| 11. 建設事業費 | 14,079 | 13,754 | 13,570 | 11,744 | 12,056 | 51,124 | |
| (1) 普通建設事業費 | 13,985 | 13,754 | 13,570 | 11,744 | 12,056 | 51,124 | |
| (2) 災害復旧費 | 94 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 12. 予備費 | 0 | 100 | 100 | 100 | 100 | 400 | |
| 合 計 (B) | 110,574 | 111,066 | 125,742 | 105,362 | 106,365 | 448,535 | |
| 差引額 ((A) - (B)) (C) | | 3,182 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財政調整基金年度末残高 | | 6,188 | 8,000 | 8,334 | 7,998 | 7,355 | |
| 繰入額 | | 0 | 0 | 168 | 338 | 645 | |
| 積立額 | | 3,100 | 1,812 | 502 | 2 | 2 | |
| 市債年度末残高 | | 111,560 | 113,036 | 127,307 | 125,035 | 122,911 | |
| うち通常分 | | 76,228 | 74,736 | 87,852 | 85,051 | 82,674 | |
| うち特例分 | | 35,333 | 38,299 | 39,455 | 39,984 | 40,237 | |
| 実質公債費比率 | | 14.8% | 14.8% | 14.6% | 15.2% | 15.0% | |

財政計画から抜粋

数値は表示単位未満で調整しているため、合計とその内訳が一致しない場合があります。

第4次上越市行政改革推進計画
(平成23年12月策定)

発行 新潟県上越市

編集 上越市総務管理部行政管理課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>